

深谷市変動型最低制限価格制度試行実施要綱

(令和5年3月20日市長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項（第167条の13の規定により準用する場合を含む。）の規定により最低制限価格を設けることに關し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「最低制限比較価格」とは、最低制限価格から110分の100を乗じて得た額とする。

2 この要綱において「入札書比較価格」とは、予定価格から110分の100を乗じて得た額とする。

(対象)

第3条 次の各号に該当する入札を対象とする。ただし、当該入札において、入札書比較価格以下の有効な入札参加者数が3者に満たないときは、最低制限価格を設けないものとする。

(1) 予定価格が130万円を超える解体工事

(2) 予定価格が50万円を超え、地域要件を県内又は県外まで拡大した建設コンサルタント業務

2 深谷市建設工事低入札価格取扱要綱（平成18年深谷市訓令第97号）第3条又は深谷市最低制限価格制度取扱要綱第3条の規定が適用される入札を除く。

3 前項の規定にかかわらず、市長が特段必要と認める場合は対象とすることができる。

(算定方法)

第4条 最低制限比較価格は、当該入札ごとに、次の手順に従って算定するものとする。

(1) 有効な入札参加者数に100分の60を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）を求め、その数を算定数とする。

(2) 入札価格の低いものから算定数分の入札について、その平均価格（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を求め、その数に100分の85を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を、その入札における最低制限比較価格とする。

（入札参加者への周知）

第5条 変動型最低制限価格制度を適用する場合は、入札の公告において、その旨を明示する。

（落札者の決定）

第6条 最低制限価格を下回る価格をもって入札をした者は失格とし、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者（同額の入札をした者が2人以上であるときは、くじ引きにより決定した者）を落札者とする。

附 則（令和3年3月19日市長決裁）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月22日市長決裁）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月20日市長決裁）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。